

入院時食事療養費

当院は入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており管理栄養士、栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。

朝食 8：00

昼食 12：00

夕食 18：00

保険適用の場合 1 食につき 510 円

ただし、次に該当する場合はそれぞれ以下の金額に減額されます。

- ① 市町村民税非課税世帯に属する方などで標準負担額の減額認定を受けている場合
1 食 240 円
- ② ①かつ過去 1 年間の入院日数が 90 日を超えている場合
1 食 190 円
- ③ 市町村民税非課税世帯に属する方などで、老齢福祉年金を受給している場合
1 食 110 円

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」「標準負担額減額認定証」をお持ちの方はご提示ください。

※指定難病の方は 300 円/食

医療法人社団中山会

湯河原胃腸病院